

④ 執行の現場である各地方組織の間の連携を強化する。
など

(i) まず、「表示」に関する法律については、

- ① 表示は、消費者に対し、商品・サービスの選択の基礎を与えるものであり、商品やサービスの性能や効果について誤解がないようにするために、商品やサービスの選択に当たって必要な情報が表示されること及び消費者を誤解させるような不当な表示がなされないようにする必要があること
- ② 消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが重要であること（業界、企業に関する情報の重要性は相対的に小さいこと）
- ③ 各府省庁をまたがる横断的な調整が必要であること（分野ごとの規制の整合性確保、複数の法律が錯そうしている分野における一元化、すき間事案への対応等）

などから、消費者庁が所管する。ただし、表示の基準作りに関しては、製造、流通プロセスに関する情報等も重要であることから、表示基準策定に当たり、各府省庁の知見を活用する。

(ii) 次に、「取引」に関する法律については、民事ルールや被害救済ルール中心の法律及び消費者保護のための行為規制中心の法律は、

- ① 消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが重要であること（業界、企業に関する情報の重要性は相対的に小さいこと）
 - ② 各府省庁をまたがる横断的な調整が必要であること
- などから、消費者庁が所管（共管を含む）する。
- 参入規制（免許制、登録制等）を持ついわゆる業法についても、当該参入規制が専ら消費者等の保護のための行為規制を担保するために設けられている法律や、一元的な新法に組み込むことを目指すべき法律は、消費者庁が所管（共管を含む）する⁴。具体的には、こうした法律は、業等の健全な発展と利用者保護の両方を目的としていることから、行為規制の企画立案については、消費者庁と業所

⁴ 一方、当該参入規制が単に取引ルールの遵守を担保するのみにとどまらず、例えば、公共的なサービスの安定的な供給等のために、事業経営の健全性の確保といったことを目的とするような法律については、原則、各府省庁が所管し、消費者庁が一定の関与を行う。

管府省庁の共管とする。また、登録、免許等のいわゆる入口規制と出口である登録取消し等の処分については、二重行政を避けるため、業所管府省庁の所管としつつ、消費者庁は強力な勧告権及び勧告を行うか否かを判断するために必要な調査を行う権限を持つこととし、その旨を個別の業法に明記する。また、消費者庁は、処分について事前協議を受けるべきである。

さらに、不正取引に関する申出制度の整備を進める。

(iii) 「安全」に関する法律については、民事ルールを定める法律は、消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管する。

危害の発生についての報告制度、情報収集、情報分析（商品テストを含む）、危害の発生に即応した司令塔機能、緊急避難措置に関する法律は、

- ① 消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが決定的に重要であること
- ② 各府省庁をまたがる横断的な調整が必要であること

などから、消費者庁が所管する。特に、重大事故報告・公表制度については、消費者庁が所管し、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等の分野に広げていくこととする。この重大事故報告・公表制度を含め、消費者庁は、安全に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、情報を早期に発信・公表することなどにより、食品を始めとした消費者の「安全」を確保する。

安全基準の設定については、製造、流通プロセスに関する情報を踏まえることが重要であるが、同時に消費者被害の実態等を反映することが必要であることから、各府省庁が消費者庁に協議した上で決定することを各法律に規定する。

食品安全基本法（平成15年法律第48号）は、消費者が日常的に消費する食品の安全に関する基本法であることから、消費者庁に移管する。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討する。

(iv) 消費者庁が消費者からの苦情相談に関する情報や被害情報等を一元的に収集した上で、調査・検査・試験等を、（独）製品評価技術基盤機構、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）国立健康・栄養研究所等の関係機関に、機動的に要請できる仕組みについて早急に検討し、その結果、必要に応じて、関係法令における、独立行政法人等の関係機関の調査・検査・試験等の規定に関して所要の措置

を探る。

- (v) これらの法律等と並んで、消費者庁は、法律に基づく緊急時の物価対策や公共料金（個別公共料金の改定等に係る調整や公共料金制度改革）など物価に関する基本的な政策を所管する。物価の安定は、消費者の利益の擁護及び増進のために不可欠な条件であり、消費者を取り巻く状況を踏まえ、機動的に対応することが必要である。また、緊急時の物価対策は、「取引」に関する行為規制の一つである。こうしたことから、これらの物価関係法令を消費者庁が所管することで、より効果的な対応が可能になる。
- (vi) また、消費者や生活者が主役となる社会を構築していく上では、個人としての権利が尊重される環境の整備等が必要であり、こうした制度にかかわる重要な法律を幅広く所管することも必要である。
なお、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）については、その望ましい所管の在り方について引き続き検討する。
- (vii) 個別作用法の移管（一部移管を含む）や共管に伴い、当該法律及びそれに関連する事務・事業の企画立案、執行等（間接部門を含む）に必要な組織、定員、予算を消費者庁に移し替える。
- (viii) さらに、別紙1に掲げる法律以外にも、幅広い法律について、今後も引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要がある（別紙2は消費者行政推進会議が示した例）。また、その取組を定期的にチェックすることが必要である。

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

消費者庁には、消費者行政の企画を担当する部門、消費者行政の執行を担当する部門、情報の収集、調査、発信を担当する部門が必要と考えられる（別紙3）。

企画部門は、各府省庁の消費者政策の総合調整（食品安全を含む）、すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法、消費者被害の救済のための新法、民事ルールを扱う法律、消費者基本法に基づく基本計画等の企画立案を行うとともに、各府省庁の法執行への勧告等を担う。

執行部門は、「表示」、「取引」、「安全」の各分野における個別作用法に係る調査から執行までを担うとともに、物価政策等を担当する。

また、緊急時の司令塔機能、有識者から成る機関（後記参照）の事務局機能及び消費生活センター等から寄せられる情報の集約、分析と情報発信、国際的な連携や消費者教育・啓発に係る支援、国民生活センターの監督等の機能を担う部門を構築する必要がある。

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組み」として、有識者から成る機関⁵である消費者政策委員会（仮称、以下単に「消費者政策委員会」という）を設置する。消費者政策委員会は、消費者政策（基本計画や新法等）の企画立案や消費者庁を含めた関係府省庁の政策の評価・監視に関することとともに、消費者庁が行う行政処分等のうち重要なものに関して、諮問への答申、意見具申を行う。このため、消費者政策委員会の下に専門調査会等の下部機関を置く。特に、行政処分の審議等を担当する下部機関は常時、機動的に対応できる体制が求められる。また、消費者と直接接点を持つ地方自治体の意見を政策に反映する仕組みを構築し、消費者の意見を政策にいかすことが重要である。

この消費者政策委員会の事務局は消費者庁が担当する。消費者庁は、収集した情報、分析結果等を迅速に報告することなどにより、消費者政策委員会をサポートする。

⁵ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に基づく審議会等と同様の機関。ただし、内閣府は、同法の適用を受けない。

(3) 消費者庁の規模

総合調整、勧告など新たに設けられる機能に対応した体制を整備することで、「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模とする。その際、法律の移管・共管や情報の集約分析機能、司令塔機能等の整備に伴い、所要の機構、定員、予算を各府省庁から移し替える。

また、消費者からの相談情報の分析や困難事案への助言、さらには科学技術に関する知見を要する表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員（相談員、研究者等）を確保し、常勤職員と合わせて、消費者庁の機能を十分に発揮できる体制とする必要がある。

なお、食品安全委員会については、どこに設置するのが適当か政府を中心に引き続き検討を行うこととするが、いずれにせよ、食品健康影響評価（リスク評価）やリスクコミュニケーションの在り方を中心に改革を進める必要がある。その際、リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、消費者とのリスクコミュニケーション等に関しては、消費者行政との連携を強める仕組みを整備する。特に、食品の安全に関する緊急事態が発生する際には、食品安全に関する総合調整を担う消費者行政担当大臣の判断で緊急対策本部を機動的に設置できるようにする等の対応が必要である。

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール ～来年度から消費者庁を発足～

来年度から消費者庁を発足させることとし、早急に必要な法案、予算、機構・定員の要求等の準備を進める。具体的には、本基本計画に定める方針に従い、臨時国会が開催されれば、設置法、消費生活センターの法的位置付け及びすき間対応等を規定する新法、さらには、別紙1で示された各個別作用法の改正法案についても、できるだけ臨時国会に提出する必要がある。さらに、臨時国会に提出できなかった法案等については、次期通常国会以降、順次、国会に提出する。

さらに、消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的窓口の構築に向けた取組を行うなど、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手する。

法案や予算等の準備、消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に相応の人員を配置し、必要に応じ内閣官房が中心になって分野ごと（例えば、表示、取引、安全、消費生活センターとの連携等）に、各府省庁の関係者等から成るチームを編成し、必要な調整を進めることとする。

なお、本基本計画の実施状況を監視し、提言等を行うため、今後とも、消費者行政推進会議を隨時開催することとする。

個別作用法の所管の内容の概要

「表示」に関する法律

景品表示法 ⇒ 消費者庁に移管

JAS法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管

* 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意

* 農林水産省は、案をそなえて表示基準の策定・改正を要請可

* 法執行の一部につき、農林水産大臣に委任

食品衛生法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管

* 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議

* 厚生労働省は、表示基準の策定改正を要請可

健康増進法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管

* 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省に協議

家庭用品品質表示法 ⇒ 表示の標準の企画立案、執行を消費者庁に移管

* 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議

* 経済産業省は、案をそなえて表示の標準の策定・改正を要請可

* 法の執行の一部につき、経済産業省に委任

住宅品質確保法 ⇒ 表示等の企画立案、表示基準の策定は共管。執行は国土

交通省が行うが、消費者庁が勧告

(注) 住宅性能表示は任意制度であるなど他の表示と異なる点がある。

「取引」に関する法律

消費者契約法 **無限連鎖講防止法** **特定商品預託法** ⇒ 消費者庁に移管

電子消費者契約法 ⇒ 内閣府所管部分について消費者庁に移管

特定商取引法 ⇒ 消費者保護に係る企画立案、執行を消費者庁に移管。消費者庁がこの法律に係る執行を一元的に行う。経済産業省は、商一般等の立場から連携

特定電子メール法 ⇒ 消費者保護の観点からの企画立案、措置命令等を消費者庁に一部移管（共管）

金融商品販売法 **出資法** ⇒ 消費者庁が所管に加わる。

貸金業法 **割賦販売法** **宅地建物取引業法** **旅行業法**

⇒ 企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は各省庁（金融庁、経済産業省、国土交通省）が行うが、消費者庁は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ。また、処分について事前協議を受ける。

「安全」に関する法律

製造物責任法 ⇒ 消費者庁に移管

食品安全基本法 ⇒ 消費者庁に移管。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討

消費生活用製品安全法 ⇒ 重大事故情報報告・公表制度を消費者庁に移管。安全基準の策定に当たり協議を受ける。

食品衛生法（再掲）

有害物質含有家庭用品規制法

⇒ 安全基準の策定に当たり協議を受ける。

消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政に関する法律

国民生活安定緊急措置法 **買占め及び売惜しみ防止法** **物価統制令**

⇒ 内閣府所管部分について消費者庁に移管

消費者基本法 **国民生活センター法** **個人情報保護法** **公益通報者保護法**

⇒ 消費者庁に移管

特定非営利活動促進法 ⇒ 望ましい所管の在り方について引き続き検討

（注）詳細については、引き続き検討を進めていくべきである。

【不当景品類及び不当表示防止法】

所要の見直しを行った上で、消費者庁に移管する。

【農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律】

品質表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、品質表示基準の策定・改正に当たっては、農林水産省にあらかじめ協議し、同意を得ることとする。

また、農林水産省は、消費者庁に対し、案をそなえて、品質表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、報告徴収・立入検査、指示及び措置命令を担当する。その上で、消費者庁は、農林水産大臣に権限の一部（報告徴収・立入検査及び指示）を委任する（包括委任）。

農林水産省は、報告徴収・立入検査及び指示を行うとともに、指示の内容を消費者庁に報告する。

消費者庁は、自ら報告徴収・立入検査及び指示を行う、又は、個別に方針を定めた上で、これらの事務を農林水産大臣に委任できる（個別委任）。

農林水産省は、消費者庁に対し、措置命令を要請できる。

【食品衛生法】

表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たっては、厚生労働省にあらかじめ協議する。

また、厚生労働省は、消費者庁に対し、表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、表示基準に合わない食品等の販売等の禁止及び虚偽又は誇大な表示及び広告の禁止に関する廃棄命令、危害除去命令などの処分を担当する。

なお、これら処分に係る都道府県知事等の権限は現行どおりとする。

厚生労働省は、食品等の規格基準（安全基準）等の策定・改正に当たっては、消費者庁に協議する。

【健康増進法】

表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たっては、厚生労働省に協議する。

特別用途表示の審査・許可は、消費者庁が所管する。

消費者庁は、特別用途表示、栄養表示基準等に係る立入検査、勧告、収去及び命令、虚偽・誇大な広告等の監視指導などの執行を所管する。その上で、消費者庁は、地方厚生局長に権限の一部を委任する。

地方厚生局長は、上記に係る権限を行使した場合には、その内容を消費者庁に報告する。

なお、都道府県知事等の権限（特別用途食品の収去、立入検査等）については、現行どおりとする。

消費者庁は、特別用途表示の許可及び収去を行った食品について、（独）国立健康・栄養研究所等に試験を行わせる。

【家庭用品品質表示法】

消費者庁に移管する。

消費者庁が表示の標準を策定・改正するに当たっては、経済産業省にあらかじめ協議する。

また、経済産業省は、消費者庁に対し、案をそなえて、表示の標準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、報告徴収・立入調査、指示及び表示に関する命令を担当する。その上で、消費者庁は、経済産業省に権限の一部（報告徴収・立入調査、指示）を委任する。

また、消費者庁は、自ら報告徴収・立入調査及び指示を行うことができる。

経済産業省は、報告徴収・立入調査、指示を行った場合は、消費者庁にその結果を報告する。

経済産業省は、消費者庁に対し、表示に関する命令の発出を要請できる。

【住宅の品質確保の促進等に関する法律】

表示等の企画・立案は、消費者庁と国土交通省が行う。

住宅性能表示基準は、消費者庁と国土交通省の両者が定める。

消費者庁は勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを同法に規定する。

【無限連鎖講の防止に関する法律】

消費者庁に移管する。

【特定商品等の預託等取引契約に関する法律】

消費者庁に移管する。

【電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律】

内閣府の所管部分を消費者庁に移管する。

【特定商取引に関する法律】

消費者保護に係る権限(企画立案、執行)を消費者庁に移管する。
これに伴い、経済産業省の執行に係る所要の組織・定員を移管し、
消費者庁がこの法律に係る執行を一元的に行う。

なお、主務大臣は、内閣総理大臣に加え、経済産業大臣及び物
資等所管大臣とする。

経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通
の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携する。

地方における執行にあたっては、消費者庁は、地方経済産業局
長に権限の一部を委任する。

【特定電子メールの送信の適正化等に関する法律】

企画・立案及び措置命令等は、消費者庁が消費者利益の擁護及び増進の観点から、総務省が通信ネットワーク環境の整備の観点から、所管する。

電気通信事業者等に対する規定については、総務省が所管する。

【金融商品の販売等に関する法律】

金融庁とともに、消費者庁が所管に加わる。

【出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律】

金融庁・法務省とともに、消費者庁が所管に加わる。

【貸金業法】

法律の企画・立案は、消費者庁と金融庁が行う。

登録は、金融庁が所管し、消費者庁に対し通知する。

取消・命令等の処分は、金融庁が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを貸金業法に規定する。

検査は、金融庁が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。この場合、個別事案ごとに、金融庁への委任等により行う。

なお、都道府県所管のものについては、消費者利益の擁護及び増進の要請は、国所管のものと同じであることを踏まえ、地方自治法との関係も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討する。

【割賦販売法】

法律の企画・立案は、消費者庁と経済産業省が行う。

許可・登録は、経済産業省が所管し、消費者庁に対し通知する。

取消・命令等の処分は、経済産業省が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを割賦販売法に規定する。

検査は、経済産業省が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。この場合、個別事案ごとに、経済産業省への委任等により行う。

【宅地建物取引業法】

・行為規制の企画・立案は、消費者庁と国土交通省が行う。

免許は、国土交通省が所管し、その情報を消費者庁と共有する。

取消・命令等の処分は、国土交通省が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを同法に規定する。

検査は、国土交通省が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。

なお、都道府県が所管する事務については、地方自治法との関係も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討する。

【旅行業法】

行為規制の企画・立案は、消費者庁と国土交通省が行う。

登録は、国土交通省が所管し、その情報を消費者庁と共有する。

取消・命令等の処分は、国土交通省が所管する。また、消費者庁が、処分について事前協議を受ける仕組みを設ける。さらに、消費者庁は処分について勧告権を持つとともに、勧告に基づく措置について報告を徴収することができることを同法に規定する。

検査は、国土交通省が所管する。また、消費者庁は、寄せられた情報等をもとに、処分勧告するか否かを判断するため、検査を実施する。

なお、都道府県が所管する事務については、地方自治法との関係も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討する。

【食品安全基本法】

消費者庁に移管する。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討する。

【消費生活用製品安全法】

重大事故報告・公表制度を消費者庁に移管する。

重大事故情報の報告の受け付けは、消費者庁が行う。

消費者庁は、報告を受けた場合、ただちに、関係府省に内容を通知するものとする。

消費者庁及び関係府省は、共同して、重大事故の原因究明のための調査を行う。

消費者庁は、関係府省の意見を聴いて、重大事故の内容等を公表する。

また、主務省庁は、技術上の基準の策定に当たり、消費者庁に協議する。

【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律】

厚生労働省は、安全基準の策定に当たり、消費者庁に協議する。

【国民生活安定緊急措置法】

【生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律】

【物価統制令】

内閣府の所管部分を消費者庁に移管する。

【消費者基本法】

【独立行政法人国民生活センター法】

【消費者契約法】

【製造物責任法】

【個人情報の保護に関する法律】

【公益通報者保護法】

消費者庁に移管する。

【特定非営利活動促進法】

望ましい所管の在り方について引き続き検討

消費者行政推進会議が示した例

(別紙2)

警察庁	金融庁	総務省	法務省
・警備業法	・金融商品取引法 ・保険業法 ・プリペイドカード法 ・振り込め詐欺救済法 ・偽造・盜難カード預貯金者保護法	・電気通信事業法 ・プロバイダ責任制限法 ・携帯電話不正利用防止法	・総合法律支援法 ・裁判外紛争解決促進法 ・組織的犯罪処罰法 ・被害回復給付金支給法 ・利息制限法 ・借地借家法
環境省			
・温泉法 ・ペットフード規制法			

57

厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
・薬事法 ・医療法 ・消費生活協同組合法 ・クリーニング業法	・流通食品毒物混入防止法 ・牛トレーサビリティ法 ・肥料取締法 ・飼料安全法	・商品取引所法 ・ガス事業法 ・電気用品安全法 ・液化石油ガス保安法 ・海外商品先物取引法 ・商品ファンド法 ・ゴルフ会員契約適正化法 ・不正競争防止法 ・計量法 ・工業標準化法 ・化審法	・住生活基本法 ・建築基準法 ・道路運送車両法 ・不動産特定共同事業法 ・建設業法 ・道路運送法 ・履行確保法

消費者庁(仮称)の組織のイメージ

(別紙3)

